

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

令和三年埼玉県告示第千百十三号で公示した公共測量は、令和四年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕